

秩父市農業委員会 令和7年 第10回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和7年10月22日(水)午後1時30分
- (2) 閉会日時 令和7年10月22日(水)午後2時50分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名	出席状況	議事録署名人	地区	推進委員氏名	出欠状況
1番	新井範	出席	●	第1区域	今井和美	出席
2番	○吉川稔	出席	●		松澤眞一	出席
3番	青野孝司	出席		第2区域	栗原恒明	出席
4番	黒田昭雄	出席			関根正男	出席
5番	長谷川玲	欠席		第3区域	田口徳行	出席
6番	○横田友	出席			小久保健司	出席
7番	豊田恵男	出席		第4区域	齊藤稔	出席
8番	黒沢昌治	出席			富田典孝	出席
9番	○新田恭一	出席		第5区域	新井明弘	出席
10番	芦田希美	出席			新舟文男	出席
11番	富田博明	出席			岡田英幸	出席
12番	井原愛子	出席			高田忠一	出席
13番	新井一雄	出席		第6区域	木村誠司	出席
					浅見喜一	出席

○印 農業委員会長

○印 会長職務代理者

●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について（7件）

議案第51号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（3件）

議案第52号 特定農地貸付け規程の変更の承認について（2件）

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	黒澤 美紀子		主幹	小川 英孝	書記
参与	浅賀 照夫		主任	川上 僖太	書記
主査	笠原 信之		主任	平沼 治貴	
副支所長	青葉 寿				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和7年第10回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

1番 新井 範 委員 及び 2番 吉川 稔 委員 以上、お二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長 本日付け 報告文書をご覧ください

まず、1 農地法第5条の規定による許可の取消についてでございますが、令和6年3月総会において、ご審議をいただき、令和6年3月11日付けで農地法第5条の規定による許可を受けていた案件でございます。取消の申出理由でございますが、他法令の手続きが困難となり農地改良が出来なくなつたため、今回取消の申請が提出されたものでございます。

次に2 農業用施設の設置について説明します。詳細は記載のとおりでございます。

番号2でございますが、届出書は、農業経営規模拡大を行うにあたり、農業用機械及び資材等を保管する倉庫が必要となり、届出がされたものでございます。以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。
黒澤事務局長 令和7年第10回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げます。

- 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）
 - 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）
 - 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について（7件）
 - 議案第51号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（3件）
 - 議案第52号 特定農地貸付け規程の変更の承認について（2件）
- 以上でございます。

日程第7 議案審議

議案第48号上程 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（浅賀参与） 私からは番号1について説明します。

本案件につきましては、贈与により譲受人に所有権を移転するものです。申請者は現在の所有者の農地を取得し家族で新規就農を計画している土地です。譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、●●●字●● ●●●番 ●●●●m²で●●●●側●●●m位に位置しております。現地を確認したところ、管理されている農地でした。

譲受人は、所有者の●●で●●歳と高齢ですが、●●と一緒に新規就農で耕作を行う予定で、●●●歳、●●●歳と共に耕作をする予定です。農作業歴は●●年あり、●●●●と共に年間210日耕作をする予定で、今回の申請により農地を所有し、●●、●●、●●●●●、●●●●、●●●などを栽培する計画でございます。以上でございます。

事務局（笠原主査） 私からは番号2について、説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、●●●字●●●、畝、1筆、字●●、畝、7筆、字●●●、畝1筆の合計9筆で面積は●●●●m²で、相続人不在で家庭裁判所より選任された相続財産清算人が譲渡人となっております。

申請事由は、経営規模拡大です。譲受人は、平成●年に設立した法人で、●●●の認定農業者です。観光農園の経営、農産物の生産、加工、販売等を事業としている法人で、申請地の隣接地で●●●●の観光農園を経営しております。

原則として、農地の所有権を取得できる法人は農地所有適格法人のみであるため、譲受人は農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件、法人形態の要件、事業要件、議決要件、役員要件を満たす必要があります。

まず、法人形態は譲受人が株式会社であることから要件を満たしております。

次に事業要件ですが、法人登記簿および定款に「農産物の生産、加工、販売」、「観光農園の経営」の記載があり、直近3か年の損益計算書を確認しても法人の売上高の過半を農業に係る売上高が占めるものとなっていることから、主たる事業が農業であるという要件を満たしております。

議決要件および役員要件ですが、法人の役員が総議決権の過半を占めており、代表取締役および取締役が年間250日以上、その法人が行う農作業に従事していることから議決要件、役員要件を満たしております。以上のことから、譲受人は農地適格法人の要件を全て満たしております。

なお、農地所有適格法人が農地の所有権を取得したのちには、その要件を継続して満たせているか等の確認のため、毎事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告する義務が生じます。

この度申請に至った経緯ですが、土地所有者は令和●年にお亡くなりになり、相続人不存在のため、裁判所より譲渡人が相続財産清算人として選任されました。

譲渡人が申請地の一つである土地の隣接地で観光●●●●園を営んでいる譲受人に話をしたところ、隣接地以外の農地もすべて譲り受けることで話がまとまり、この度の申請となりました。なお、今回の譲受人へ相続財産を売却することについて、裁判所の許可が出ております。

作付計画では、農園に隣接する釜の上の農地については●●●●を栽培し、その他については、●を栽培する計画です。

10月20日に担当委員さんと現地を確認しました。ほとんどの農地が保全管理された農地でありましたが、一部で遊休農地化が進んでいる様子が伺えました。今後は、そのような農地についても遊休農地化が解消できるのではないかと期待しております。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1番 新井 範委員 1番新井です。事務局の浅賀さんのお話の通りだというふうに思います。なおせんだって見させていただきまして、●●●●の住宅っていうのが、その農地の隣に建っておりまして、畠も全て管理されていて、今現状では●●、●●、●●が栽培されておりました。とても管理しているということで、なんら問題はないのかなというふうに思います。

1区 今井 和美委員 1区の推進員の今井です。先日、事務局と現地を確認して参りました。現地はとても日当たりも良く平らな土地で保全管理状態で問題はないと思います。譲受人さん、ちょっとご高齢なんですが、●●●●●と一緒にやってくださるということなので問題はないかと思います。よろしくお願ひします。

4番 黒田 昭雄委員 4番の黒田昭雄です。2番について意見を申し上げます。概要は事務局の説明の通りです。先日、笠原主査と推進員の岡田さんの3人で、現地を確認してきました。所在地はですね、ほとんどの農地が、ちゃんと管理されていまして、整っていました。譲受人が規模拡大ということで、有効に活用されるものと思っています。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

5区 岡田 英幸委員 5区推進員の岡田です。先日、事務局と黒田農業委員さんと私で、●●月●●日にですね、現地確認してまいりました。譲受人がですね、経営規模拡大という事でですね、大変良い案件だと思いますので、皆様のご審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございました。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等はありますか。

3区 小久保 健司委員 はいちょっと聞きたいんですけども、1番の農地は何種農地ですか。

事務局（浅賀参与） 大変失礼しました。用途区域内の土地になりますので、3種農地になるかと思います。

3区 小久保 健司委員 続きまして2番の方なんですけど、この中程にある墓地なんですけど、これは、なんていうかこれは、なんていうか、売買は大丈夫なんでしょうか

事務局（笠原主査） はい、現地にもまだちょっと墓地があるような状態だったんですけども、譲渡人の方がもう相続人不在のため、改葬手続きを譲受人の方がやっていく形、無縁仏という形でということになるかと思いますけども、譲受けるについては問題はないと伺っております。

3区 小久保 健司委員 はい、わかりました。

3区 田口 徳行委員 すみません、ちょっと教えてください。2番なんですけど、譲渡人というのは、相続者が居ないっていう事で清算人とか法律事務所さんがでてきていると思うんですけど、売買ということですので、これ、あまり聞いてもおかしいのかなと思って聞いてるんですけど、お金とかっていうのはどこへどうなるんですかね。

事務局（笠原主査） 今回、売買ということで多少なりとも金額が発生して売却するということで話がまとまるんですけども、そのお金についてはすいません、ちょっと確認が、私の方も出来ないんですけども、それを相続財産法人の方に入るような形ではないかなとは思います。

3区 青野 孝司委員 はい、私わかります。国庫に帰属すると思います。民法で所有権の無い物、そういう相続人の無い場合は国庫に帰属するものと定められています。

5区 高田 忠一委員 国だいね。

3区 田口 徳行委員 はい、わかりました。

議長（横田 友会長） ありがとうございました。他にご意見、質問等はありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第48号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第49号上程 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●字●●●、畠1筆、●●●m²で平成●●年に売買により取得した土地です。農地の他に宅地3筆、山林1筆、合わせて●●●●●m²を一体利用し、農地と合算した全体面積は●●●●●m²となります。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●●●から●●に約●km離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象とならない小集団の農地として第2種農地と判断しました。転用の目的は、農家住宅の敷地拡張です。

申請事由について説明します。申請地は平成●●年から宅地の一部として利用されておりました。この度、別の農地法の手続きを行おうとしたところ、対象地が農地法の許可を得ていない農地であることが判明し、是正を行うために始末書添付の上で申請しました。

なお、全体面積が●●●●●●m²ありますが、敷地内に斜面及び通路となっている箇所が●●●●●m²あります。この面積を除くと●●●●●●m²となり、農家住宅の上限面積である概ね1,000m²程度に収まります。

新たな資金は発生せず、隣接地に耕作者の承諾書が必要となる農地はありません。現地確認したところ、宅地状態でした。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

11番 富田 博明委員 11番富田です。先日事務局の川上主任と現地を確認させていただきました。現地はですね、先ほど諸報告でもお話がありました通り、農業用倉庫3棟ですかね、建っているという事でありましたけれども、作付けをしている方は●●●●を営んで、栽培する物も、近くの畠で農業をやっているとの事と伺いました。一応始末書も添付されてましたので、特に問題ないと思います。ご審議お願ひいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第49号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第50号上程 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。本案番号4につきましては、●●●●委員が譲受人の●●●●●●●●●の●●となっており、議事参与の制限にあたる案件となりますので、まず、番号4以外を審議し、その後番号4を審議いたします。事務局に説明させます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から番号3について説明します。議案書の3ページをご覧ください。まず、番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●、畠1筆、●●m²で平成●●年に相続により取得した土地です。

申請事由を説明します。譲受人の●は、昭和●●年から申請地を自己用住宅の敷地として利用しておりました。その後、譲受人が土地を相続し、現在に至るまで同様に利用しております。この度、自己所有地の登記を確認していたところ、農地法の許可を得ていない農地であることに気が付き、是正を行うために始末書添付の上で申請しました。

権利の種類は賃借権で資金調達計画も整っており、隣接地に承諾書が必要となる土地はありません。現地を確認したところ、宅地の一部として利用されておりました。

次に番号2について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●●、畝2筆、●●●●●m²で令和●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●から●に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用の目的は、駐車場です。申請事由を説明します。譲受人は、●●●●●の●●●●●●●
であり、申請地を●●●●で営業を行っている子会社の駐車場として利用したいとしてこの度申請に至りました。計画では従業員用車両や受入れ車両など合計●●台を駐車する予定です。

権利の種類は賃借権で資金調達計画も整っており、隣接に耕作者からの承諾書が必要となる農地はありません。現地を確認したところ、保全管理状態でした。

次に番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●、畝1筆、●●●m²で、令和●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から● ●●●メートル付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅です。申請事由について説明します。譲受人は現在アパートに仮住まいしておりますが手狭となったため、申請地へ自己用住宅を建築し移り住みたいとして申請されました。権利の種類は所有権移転で、資金調達計画は整っています。また、隣接土地に承諾書が必要となる土地はありません。現地を確認したところ、防草シートが張られた状態でした。説明は以上です。

事務局（小川主幹） 番号5番について説明します。申請人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は●●字●●●、畝1筆、●●●m²で、令和●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●の●側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅でございます。申請事由につきまして、申請人は現在アパートに居住しておりますが、手狭となったため、申請人の●名義の土地を使用貸借して住宅を建築したいと申請

されました。申請地には、以前から門と塀がありますので、始末書が添付されております。資金計画等は整っております。

番号6番と7番につきまして、関連がありますので合わせて説明します。

申請人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地につきまして、6番の申請地は、●●字●●、畠1筆、●●●m²で平成●●年に相続により所得した土地です。

7番は、●●字●●、畠2筆、●●●m²で、平成●●年に売買により取得した土地です。

申請地は、●●●●の●側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、資材置場でございます。

申請事由につきまして、申請人は申請地の隣地で、●●●●を営業しております。平成●●年頃より、資材置場が不足していたため許可を得ずに、資材置場として使用してきました。今回、違法転用をなくすため、申請に至りました。現地を確認したところ、すでに資材置場として使用されており、始末書が添付されております。私のほうからは以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号1から3について、意見申し上げます。概要については事務局の説明の通りなんですが、まず1番からですけど、さっき説明した通りですが、点線で囲ってあるところ、そこより50センチからぐらいですかね、そのぐらいでまっすぐ塀で囲われてる所で、市内だけでも結構あるんですけども、こういうケースで、大体建て替えの時に気がつくのが多い場合があります。今回の場合は立て替えではなく相続が発生し、その後、実際のところそういう手続きをしないといけないということで始末書も添付されていることで、特に問題はなく、逆にありがとうございますので、よろしくお願ひします。

続いて2番ですけども、この土地は、事務局の説明の通りですが、ちょっと距離があるからどうかなあというような気がしたんですけども、なかなか場所がないというような話でありますし、形的にちょっと変な形というか、一部とびぬけていますが、そこに隣接している農地も、その今回の渡す方の、譲り渡し人の方の農地ということで、特に問題ないということ、3種農地ということをございますので、問題はないかと判断いたしました。

次の3番ですけども、ここもやっぱり3種農地、先程の事務局の説明のとおりですけども、その矢印があるところが、また同じ譲渡し人の農地になってますけど、そこは綺麗に管理されて使っていただいているようです。その四角で囲った横側ですかね、そっち側よりずっと防草シートをしていた。防草シートでなってまして、まあ草がちょっと生えているので、農地パトロールの時には、微妙んですけど、保全管理という事で耕作している、これがちょっと微妙なところんですけど、そんな状態がありました。今回に関しては特に問題がないというような事で、自分は判断いたしましたので、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上です。

9番 新田 恭一委員 9番新田です。5番について意見を申し上げます。先ほど事務局の説明にもですねありましたけれども、自宅の庭ですかね、ずっと塀が廻っていて、申請地の裏側ですかね、大きな母屋があるんですよ。母屋があって、その横に蔵があって、一体的にですね使っているような状況だと私は判断したんです。というのもこの母屋で、●●●●●●●●●●●●と、そういう仕事と、また●●●●の方が●●●●、●●として●●を経営しているわけなんですね。でもあの、多いときには結構車も入ってるような感じがしたんですが、今回アパートが手狭になったということで、家を建てると庭に建てるということであったんですが、今回の申請の段階で、まだ畠だということで今回、こんな申請がでたわけでございます。なんですかねもう塀で囲まれちゃって、庭として使っておるし、まあ駐車場として利用されてたわけなんですが、今回始末書も出ておりますので、特に問題はないかなというふうに判断いたしました。皆様、ご審議願いたいと思います。よろしくお願ひします。以上です。

12番 井原 愛子委員 12番井原です。番号6、7について説明させていただきます。概要は事務局の説明の通りになります。平成●●年頃より資材置き場として利用されてたという事で、始末書も添付されておりますので、致し方ないかなと思います。皆様の御審議をお願いします。

議長（横田 友会長） ありがとうございました。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺い

ます。意見ございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第50号番号1から3、番号5から7について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

次に議案第50号番号4番を議題といたします。●●●●委員におかれましては退席をお願いいたします。

(委員の退席を確認)

事務局に議案の説明をさせます。

事務局（浅賀参与） 私からは、番号4についてについて説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●●●●建設を計画している土地になります。この土地は、平成●●年に●●●●●●●建設を計画した土地で、当該地権者との合意が得られず断念したが、今回地権者との間で土地譲渡の合意となったことから、払下げ道路敷●●●●m²を含めた、●●●●●m²に●●●●●●●建設を予定しております。

立地の基準につきましては、用途区域内であるため、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、●●●●●●●の建設です。申請事由ですが、●●地区は人口が増加している地域であり、地域の●●●●の拠点として長期継続が可能な●●●●●●●●●を建設し、地域の●●●●●●に寄与したいとのことであります。

事業計画、資金計画は整っており、隣接農地所有者からは承諾書の提出がございます。

本件につきましては、●●●●●●●に、事前協議申請も提出されており建設に伴う手続きも進められている状況です。現地を確認したところ、保全管理されている農地でございました。以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番 新田 恭一委員 9番新田です。現地に行きました、先日確認をさせていただいております。譲渡人でございますが、私もよく承知しているところですが、非常に恵まれた土地というか、国道沿いと、非常に何でもできるなというふうな感じで見てましたけれども、非常に高齢ということで、●●●●も引き継ぐ意思がないということで、今回の状況になったのかなあというふうに思います。現在は先ほども保全管理ということでございます。このまま放置しておりますとですね、放棄地、こういうふうなことになりますて、非常に国道ら辺で、非常に迷惑がかかるからということで、今回、農地転用というふうな申請がでたんだと思います。私もこういうことでありますね、第3種農地では、私もしょうがないなというふうに判断したんですが、今後●●●●●●●●になるということで、●●は●●の方で経営の方は考えておるというふうに思います。こういうふうな形でこれからは放棄地になる、誰か借りる人がいないという状況の中で問題がないんじゃないかなと思いました。皆さんのご審議をよろしくお願ひ申し上げます。

議長（横田 友会長） ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

13番 新井 一雄委員 はい、13番新井です。私は本申請については大変理解に苦しんでおります。当初計画において地域住民の反対意見が多く、一部計画変更となった経緯もあり、地域住民の中に反対者も多数見受けられますので、地域を代表する農業委員として賛成できないと考えております。

(休憩を求める声あり)

議長（横田 友会長） それでは、休憩といたします。

• • • 休憩 • • •

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。他にご質問等はございませんか
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第50号番号4について、賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、本案はそのように決しました。

●●●●委員におかれましては 席にお戻りください。

(委員の着席確認)

農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について

議長（横田 友会長） 次に議案第51号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（浅賀参与） 私からは番号1について説明いたします。申請地は●●字●●●、畠3筆で令和●年に申請者が相続により取得した土地となります。

土地の所有者から非農地判断について申し出があり、●●月●●日、●●日に吉川委員さん、今井委員さん、松澤委員さんに現地を確認していただきました。

平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等についてによると、次のいずれかに該当する場合、農地に該当しないものとするときれています

①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。

②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき

この2点により、現地調査を行いました。現地は、県道に面しており、3筆の内●●●●番●及び●●●●番●の2筆については雑木が生え山林化している事が確認でき、令和●年度の農地パトロールでは、再生困難な農地であるとして赤判定を受けておりますが、●●●●番につきましては竹の繁茂が進んでおり、令和●年度の農地パトロールでは、黄色判定となっておりますが、1～2年で再生困難な状況となることが予想されます。今回の申請が3筆同時に申請されている経緯もあり、委員の皆様のご判断をいただきたいと思います。説明は以上です。

事務局（笠原主査） 番号2について説明します。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●の●●約●●●メートルに位置する土地で、●●●字●●、畠1筆、●●●m²で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

本件は、この土地が、農地法 第2条 第1項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。所有者から非農地判断について申し出があり、●●月●●日に担当委員の皆さんと現地を確認しました。非農地の判断基準等については、番号1と同様です。

申請地は約●●年前に申請人が相続した土地ですが、申請人の住所から離れており、全く管理されていませんでした。一部、隣接の住宅に雑草などが侵食してこないように、隣接の所有者が草刈り等をされていたとのことです。この申請地は、本年●月の定例総会 議案第●●号番号●にてご審議いただき、非農地判断をしていただきました農地の隣接地になります。隣接は他人所有の土地であり、赤道等の進入路もないような状況であることから、申請人が農地として管理することは困難であると思われます。また、長年耕作放棄地となっていたことから、クルミの木が大きく成長し、ツル等も生い茂っている状況で農地への復旧は困難であると見受けられます。以上のことから、本申請地については、山林化していることや周囲の状況から、農地に復元しても営農は困難であるのではないかと考えます。

つづいて、番号3について説明します。案内図をご覧ください。

●●●●●●から ●● 約●●●km 付近に位置する土地でございます。申請地は●●●字●●、畠7筆、合計●●●●m²で、この土地が、農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。

所有者から非農地判断について申し出があり、●●月●●日に担当委員さんと現地を確認しました。非農地の判断基準等についての考え方は、番号1、2と同様です。

申請者は、平成●●年に相続により取得しましたが、遠方に居住しているため申請地を耕作しておりませんでした。申し出のあった土地は、南側が●●●●に隣接しており、かなり傾斜しており、平場の部分はほとんどないような状況です。直近の農地確認調査でも、ほとんどが黄色判定で一部は赤判定となっております。以上のことから、山林化されていることや周囲の状況から、復元しても営農は困難であるのではないかと考えます。説明は、以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川 番号1について意見を申し上げます。この矢印がある所の空いてるところですね。そこが家が建っているのですが、空き家状態に今なっています。それとその奥ですね、先日事務局と松澤委員さんと確認したときに、その奥に家がやっぱ空き家のすごい別荘みたいなのがあるようなところです。今回に関しては現状のところ、先ほど説明の通りで赤判定、再生不可能というような農地パトロールになっている土地です。それですけども、その一部黄色判定のところは、そこだけちょっと平らなんですね。それ以外は傾斜状態で道に面しているので、そこをもし再生というかした場合、非常に見晴らしが良くていい場所なんですが、どのぐらいお金がかかるかわかんないすけど、そんなような所で、ちょっと非農地判断でいいのかなというように私は思うんですけども、推進さんの意見を尊重していただきまして、皆さんでご判断していただければと思いますのでよろしくお願ひします。

1区 今井 和美委員 1区の推進員の今井です。先日事務局と現地を確認してまいりました。赤判定のところはやっぱり再生不能のところはどうにも木があって、先ほどからおっしゃってる黄色判定のところは、平らではありますが、既に竹が生えているので、竹を取るのは結構困難かなっていう感じです。これ道沿いとは言いましても、ちょっと登ってからじゃないと入れないところなので、それもちょっと大変なんかなっていうところがあります。皆さんのご判断をお願いします。

1区 松澤 真一委員 1区の松澤です。先日事務局の方と、あと吉川委員さんと現地を確認させていただきました。この写真でも見えるように山林化を呈したところで、木の中を入っていってみたんですが、4、5mの四角の耕作してあった平らな土地は若干見えたんですが、管理機も1台そこに置いてあったんですが、現在もう竹も出てきて、周り中全部竹という感じになっております。非農地判断はやむを得ないんではないかと私は思います。ご審議のほどお願ひいたします。

4番 黒田 昭雄委員 4番黒田です、2番と3番について意見を申しあげます。概要は事務局の説明のとおりです。先日●●日の日に笠原主査、推進員の岡田さんと高田さん、4名で現地を確認してまいりました。まず2番ですけど、●月●●日にあの総会で議案として出ました地続きになるんですけど、所在地はですね、平らな土地が一部あるんですけど、ほとんどの所が、40センチも50センチもあるような、クルミとかけやきとか、でかい木が生えてまして、クルミの木にツタが絡まつていて、下の方が根が張っていて、とても農地として使うのは無理かなあと思って見てまいりました。川にさらわれまして、一部崩れてないんだけど、●●●っていう川ですけど、畑にするのは、再生するのは困難だと思います。

次に3番について意見を申し上げます。上に県道はあるんですけど、県道の近くは比較的平らな所もあるんですけど、ほとんどの場所がですね、川に向かってすごい勾配の場所で、斜面になっています。で、太い木が生い茂ってまして、畑の再生は困難かなって思っています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

5区 岡田 英幸委員 はい、5区推進員の岡田です。先日、事務局とですね、一緒に現地を確認しました。すいません、2番3番についてですね、意見を述べたいと思います。2番の方なんですけど、これはですね、この隣の方の案件がですね、非農地という判定をしたところの横でございます。一部はですね、いくらか草刈りもしてありました。隣の家の人がですね、草刈りをしたということでした。これをですね、戻すというのは難しいと思いますね。3番につきまして申し上げます。3番なんんですけど、こちらの方についてもですね、もうこれを元に戻すということは大変難しいと思いますので、皆さんと同じ意見でございます。ご審議の程ですね、よろしくお願ひいたします。

5区 高田 忠一委員 5区高田です。2番、3番、今事務局と黒田さん、岡田さんからの説明の通りで、補足するようなことはほとんどないのですが、2番については、もっとひどい状態で、近くの人が、1番の所だけ蚊が出るんで、ボランティア的に草を刈ってくれるので、ありがとうございますと頭を下げておきました、そういうふうなところです。3番については、あり得るからあれなんですが、もう本当に●●●●にすぐ面して平らなようだけどみんな崖に面しているような所です。うちの500mか何百m近くに元住んでいた人を良く知ってて、もう亡くなっちゃって、いつ亡くなったか、平成●年かな、もちろん今でいえば●●●●●●、申請の人は遠くに出てるっていう状態なんで、管理する人もいないし、この現状の部分で申請が出たんだと思います。ご審議よろしくお願ひします

議長（横田 友会長） ありがとうございました。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等はありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第51号について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって農地に該当しないと判断することに決しました。

議案第52号上程 特定農地貸付け規程の変更の承認について

議長（横田 友会長） 次に議案第52号 特定農地貸付け規程の変更の承認についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 特定農地貸付け規程の変更について説明します。私からは番号1について説明します。土地の所在、面積については、議案書記載のとおりです。

特定農地貸付とは、秩父市の農業政策課が管理している市民農園についての議案でございます。

農地の市民農園としての利用は、農地法の例外規定として特定農地貸付法という法律で定められておりまして、市民農園を開園する際や変更を行う際は、農業委員会の承認が必要となっております。

本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項により、令和7年9月22日付で秩父市長からの申請により、当委員会の承認を求められているものです。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●から●に●●●m付近に位置しております。

番号1につきましては、市民農園の閉園に対する承認です。閉園の理由としては、土地の所有者から契約解除の申し出があつたためでございます。

事務局（小川主幹） 2番につきまして、場所は●●●の●側約●●●mに市民農園があり、その進入路として利用している農地について市民農園としての承認を求めるということになります。この進入路の奥は、市民農園の本体部分になっており、区画が整理され、現に利用されております。この本体部分については、以前令和6年6月の総会で承認をいただいております。その時に今回の進入路部分がもれていたので、今回改めて承認を求められております。現地は、進入路として利用されておりました。私のほうからは以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。この特定農地貸付っていうんですけども、市民農園ですね。これ今まで私も見たことがなく、わからないんですけど、事務局が説明した通りで、推進員さんと現地を確認しました。ということで、現地を確認して、綺麗な耕作状態でしたということしか意見を言うことはないと思います。あとは推進員さんの意見を尊重していただければと思います。以上です。

1区 松澤 真一委員 1区の松澤です。先日、現地を見させていただきまして、綺麗に皆さん耕作している、耕作中でありました。でも、これを返してくれということであるのであればやむを得ない、こっちからはもうなんとも言えないと思うんですが、地主さんからは返してくれっていうんであれば、誰が何を言ってもやむを得ないんだと思います。綺麗に耕作されている状態がありました。以上です。

12番 井原 愛子委員 12番井原です。番号2について説明させていただきます。せんだって現地に担当する推進員さんと、担当職員さんと一緒に見させていただきまして、申請地は通路として使われており、その先の市民農園をきっと使われている状態でした。なんら問題ないかと思います。

3区 田口 徳行委員 3区田口です。先日小川主幹さんと井原委員さんと一緒に現地のほうを見

させていただきました。その今の申請というか、対象地の奥は市民農園という事で、皆さんが楽しみに使っている、かなり上手に作付けや作物が、管理をされてるということで見てきました。今までもその対象地は利用されてるってことでありますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（横田 友会長） ありがとうございました。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第52号 特定農地貸付け規程の変更の承認について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって本案はそのように決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和7年第10回定例総会を閉会いたします。